

平成十二年総理府令第百五十七号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（証票及び許可証の様式）

第一条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条において準用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十五条第四項の規定による同条第一項に規定する証票（国土交通省の職員が携帯するものを除く。第三項において同じ。）の様式は、別記様式第一とする。

2 法第九条において準用する土地収用法第十五条第四項の規定による同条第一項に規定する許可証の様式は、別記様式第二とする。

3 法第九条において準用する土地収用法第十五条第四項の規定による同条第二項に規定する証票の様式は、別記様式第三とする。

4 法第九条において準用する土地収用法第十五条第四項の規定による同条第二項に規定する許可証の様式は、障害物を伐除しようとする者にあつては別記様式第四、土地に試掘等を行おうとする者にあつては別記様式第四の二とする。

5 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第四項の規定による証票の様式は、別記様式第五とする。

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第二条 法第九条又は法第三十二条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第九十四条第三項の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第六とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（事業概要書の様式等）

第三条 事業者は、法第十二条第一項の規定による事業概要書を別記様式第七により作成し、事業区域のおおむねの位置及び施設等の構造の概要を表示した事業概要図（平面図、縦断面図及び横断面図）を添付して送付するものとする。

2 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、事業計画の概要とする。

（事業概要書の公告の方法）

第四条 法第十二条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 官報への掲載
- 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- 四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

（事業概要書について公告する事項）

第五条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十二条第一項各号に掲げる事業概要書の記載事項
- 二 事業概要書の縦覧の場所、期間及び時間
- 三 公告された事業に関し法第四条各号に掲げる事業との共同化、事業区域の調整その他必要な調整の申出ができる旨
- 四 法第十二条第五項の規定による申出期限及び申出先その他申出に関し必要な事項

（調査の記載事項及び様式）

第六条 法第十三条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、物件又は物件に関する権利に対する損失の補償の見積り及びその内訳とする。

2 法第十三条第二項の規定による調査の様式は、別記様式第八とする。

（使用認可申請書の様式等）

第七条 法第十四条第一項の規定による使用認可申請書の様式は、別記様式第九とし、正本一部並びに事業区域が所在する都道府県及び市町村の数の合計に一を加えた部数の写しを提出するものとする。

2 法第十四条第一項第三号の事業区域は、当該事業区域に係る土地の所在及び地表からの深さをもって立体的な範囲を明らかにするものとする。

3 事業区域の全部又は一部について、他の事業者と共同して事業を施行する場合には、共同して法第十条の使用の認可の申請をすることができる。

（使用認可申請書の添付書類の様式等）

第八条 法第十四条第二項各号に掲げる添付書類は、それぞれ次の各号に定めるところによって作成し、正本一部及び前条第一項の規定による使用認可申請書と同じ部数の写しを提出するものとする。

一 法第十四条第二項第二号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。

- イ 事業計画の概要
- ロ 設置する施設又は工作物の工事の着手及び完成の予定時期
- ハ 事業に要する経費及びその財源
- ニ 大深度地下において事業の施行を必要とする公益上の理由
- ホ 事業区域を当該事業に用いることが相当であり、又は大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由

二 法第十四条第二項第三号の事業区域を表示する図面は、平面図、縦断面図、横断面図その他必要な図面とする。

三 前号の平面図は、次に定めるところにより作成し、符号は、国土地理院発行の縮尺五万分の一の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

- イ 縮尺二万五千分の一（二万五千分の一がない場合は五万分の一）の一般図によって事業区域に係る土地の位置を示すこと。
- ロ 縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、事業区域に係る土地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって事業区域に係る土地を薄い黄色で着色し、事業区域内に井戸その他の物件があるときは、当該物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること。

四 第二号の縦断面図及び横断面図には、事業区域内に物件があるときは、当該物件を図示するものとする。

五 法第十四条第二項第三号の事業計画を表示する図面は、縮尺五十分の一から三千分の一程度までの平面図、縦断面図、横断面図その他必要な図面によって、施設又は工作物の位置及び内容が明らかとなるよう作成するものとする。

六 法第十四条第二項第四号の事業区域が大深度地下にあることを証する書類は、ボーリング調査、物理探査等による地盤調査の結果を記載して、当該事業区域が大深度地下にあることを明らかにしたものとする。

七 法第十四条第二項第八号の事業の用に供する者又は第九号若しくは第十号の行政機関の意見がないときは、その事実を明らかにするものとする。

八 法第十四条第二項第十二号の国土交通省令で定める事項は、基本方針に定められた法第六条第二項第三号に掲げる事項に係る措置（法第十四条第二項第七号に掲げる書類に記載された措置を除く。）を記載した書類とする。

（公聴会の手続）

第九条 法第二十条において準用する土地収用法第二十三条第三項の規定による公聴会の手続に関して必要な事項については、土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）第五条から第十二条までの規定を準用する。この場合において、同令第五条、第六条第二項第一号、第七条第一項、第八条第一項、第九条及び第十一条第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同令第六条第一項中「法第二十三条第二項（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第二十条において準用する法第二十三条第二項」と、「起業地の存する」とあるのは「事業区域が所在する」と、同令第七条第一項及び第十条第一項中「事業の認定」とあるのは「使用の認可」と読み替えるものとする。

（登録簿の調製）

第十条 登録簿は、調書及び図面をもって組成する。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 使用の認可の年月日
- 二 認可事業者の名称
- 三 事業の種類
- 四 事業により設置する施設又は工作物の耐力
- 五 事業区域
- 六 使用の期間
- 七 調製年月日

3 第一項の図面は、第八条の規定により提出された法第十四条第二項第三号の事業区域及び事業計画を表示する図面の写しとする。

4 都道府県知事は、第一項の調書又は図面について変更があったときは、速やかに、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

（登録簿の閲覧）

第十一条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、登録簿閲覧所（次項において単に「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

（承認申請書の様式）

第十二条 法第二十八条第三項の規定による承認の申請書の様式は、別記様式第十とする。

（事業の廃止又は変更の届出の様式）

第十三条 法第三十条第一項の規定による事業の廃止又は変更の届出の様式は、別記様式第十一とする。

附 則

この府令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年七月九日国土交通省令第八五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行の日（平成十四年七月十日）から施行する。

附 則（平成一五年四月七日国土交通省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一月三〇日国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和六年三月二九日国土交通省令第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記

様式第1（第1条第1項関係）（平15国交令60・一部改正）

表

| | |
|---|-----|
| 第 | 号 |
| 身 分 証 明 書 | |
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 上記の者は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第11条第3項の規定により事業者の（命令）（委任）に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証明する。 | |
| 年 | 月 日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 印 |

裏

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（抜粋）

第9条 第4条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第2章並びに第91条及び第94条の規定を準用する。この場合において、同法第11条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項及び第3項、第15条第1項、第91条第1項並びに第94条第1項及び第2項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第91条第1項中「第11条第3項、第14条又は第35条第1項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第11条第3項又は第14条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第94条第1項中「前3条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第91条」と、「損失を受けた者（前条第1項に規定する工事をするを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第6項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第7項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

土地収用法（抜粋）

第11条

3 前項の規定によって都道府県知事の許可を受けた起業者又は第1項但書の規定によって都道府県知事に通知をした起業者は、土地に、自ら立ち入り、又は起業者が命じた者若しくは委任した者を立ち入らせることができる。

第15条 第11条第3項の規定によって他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票及び都道府県知事の許可証（起業者が国又は地方公共団体である場合を除く。）を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

備考

- 1 事業者においてその職員に対して通常発行している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもって本様式の証票に代えることができる。
- 2 不要の部分は消すこと。

様式第2（第1条第2項関係）（平17国交令12・一部改正）

第 号

土 地 立 入 許 可 証

住 所

氏名又は名称

上記の者は、下記により、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第11条第3項の規定に基づいて土地に立ち入ることができる。

記

- 1 事業の種類
- 2 立入りの目的
- 3 立ち入ることができる土地の区域
- 4 立ち入ることができる期間 自 年 月 日
至 年 月 日

年 月 日

都道府県知事

印

備考

- 1 「立入りの目的」については、測量、地質調査等のようにその内容を簡単に記載すること。
- 2 「立ち入ることができる土地の区域」については、登記簿の記録又は土地台帳の記載によること。ただし、登記簿に記録若しくは土地台帳に記載がないとき、又は広範囲にわたる場合等で登記簿若しくは土地台帳によることが適当でないときは、郡、市、区、町村、大字及び字の名称によること。

様式第3（第1条第3項関係）（平15国交令60・一部改正）

表

| | |
|---|-----|
| 第 | 号 |
| 身分証明書 | |
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 上記の者は、事業者の（命令） （委任）に基づいて土地に立ち入り測量又は調査を 行う者であることを証明する。 | |
| 年 | 月 日 |
| 事業者の氏名又は名称 | |
| 印 | |

裏

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（抜粋）

第9条 第4条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第2章並びに第91条及び第94条の規定を準用する。この場合において、同法第11条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項及び第3項、第15条第1項、第91条第1項並びに第94条第1項及び第2項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第91条第1項中「第11条第3項、第14条又は第35条第1項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第11条第3項又は第14条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第94条第1項中「前3条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第91条」と、「損失を受けた者（前条第1項に規定する工事をするを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第6項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第7項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

土地収用法（抜粋）

- 第14条 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくははかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、第1項の規定による土地の試掘又は試すいに伴う障害物の伐除をする場合には適用しない。

第15条

- 2 前条の規定によつて障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証票及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前2項に規定する証票又は許可証は、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、示さなければならない。

備考

- 1 事業者においてその職員に対して通常発行している身分証明書がある場合は、当該身分証明書をもって本様式の証票に代えることができる。
- 2 不要の部分は消すこと。

様式第4（第1条第4項関係）

第 号

障 害 物 伐 除 許 可 証

住 所

氏 名

上記の者は、下記により、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第14条（第1項）（第3項）の規定に基づいて障害物を伐採することができる。

記

- 1 事業の種類
- 2 伐除の目的
- 3 障害物の所在する地点
- 4 障害物の種類及び数量
- 5 障害物の所有者及び占有者の氏名
- 6 伐除の方法及び範囲
- 7 伐除の時期又は期間

年 月 日

市町村長

印

備考 不要の部分は消すこと。

様式第4の2（第1条第4項関係）

第 号

土地の試掘等許可証

住 所

氏名又は名称

上記の者は、下記により、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第14条第1項の規定に基づいて試掘等を行うことができる。

記

- 1 事業の種類
- 2 試掘等を行う目的
- 3 試掘等を行う地点
- 4 試掘等を行うに必要な土地の面積及び種類
- 5 障害物の種類及び数量
- 6 土地の所有者及び占有者の氏名
- 7 試掘等の方法及び範囲
- 8 試掘等を行う期間

年 月 日

都道府県知事

印

様式第5（第1条第5項関係）（平15国交令60・一部改正）

表

| | |
|---|-----|
| 第 | 号 |
| 身 分 証 明 書 | |
| 住 所 | |
| 職名及び氏名 | |
| <p>上記の者は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（第9条 第32条第4項 （第37条第2項において準用する場合を含む。））において準用する土地収用 法第94条第6項において準用する同法第65条第1項第3号の規定に基づいて 下記のものを実地に調査する者であることを証明する。</p> | |
| 記 | |
| 所 | 在 |
| 土地又は物件 | |
| 年 | 月 日 |
| 収 用 委 員 会 | |
| 印 | |

裏

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（抜粋）

第9条 第4条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第2章並びに第91条及び第94条の規定を準用する。この場合において、同法第11条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項及び第3項、第15条第1項、第91条第1項並びに第94条第1項及び第2項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第91条第1項中「第11条第3項、第14条又は第35条第1項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第11条第3項又は第14条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」と、同法第94条第1項中「前3条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する第91条」と、「損失を受けた者（前条第1項に規定する工事をするを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「損失を受けた者」と、同条第6項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」と、同条第7項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

第32条 認可事業者は、前条の規定による物件の引渡し等により同条第1項の物件に関し権利を有する者が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、認可事業者と損失を受けた者とが協議して定めなければならない。

4 第2項の規定による協議が成立しないときは、土地収用法第94条第2項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「起業者」とあるのは「認可事業者」と、同条第6項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」と、同条第7項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

第37条 第32条第1項に規定する損失のほか、第25条の規定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、第21条第1項の規定による告示の日から1年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができる。

2 前項の規定による損失の補償については、第32条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

土地収用法（抜粋）

第94条

6 第50条及び第5章第2節（第63条第1項を除く。）の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。

第60条の2 収用委員会は、必要があると認めるときは、審理又は調査に関する事務（裁決及び決定を除く。）の一部を委員に委任することができる。

2 収用委員会又は前項の規定により委任を受けた委員（以下「指名委員」という。）は、必要があると認めるときは、第65条第1項第3号に規定する事務を、収用委員会の事務を整理する職員に行なわせることができる。

第65条 収用委員会は、第63条第4項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

三 現地について土地又は物件を調査すること。

3 第60条の2の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

備考 不要の部分は消すこと。

様式第6（第2条関係）（令2国交令98・一部改正）

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名

相 手 方 住所

氏名

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（第9条
第32条
第37条）の規定による損失の補償
について同法（第9条において準用する土地収用法第94条第1項
第32条第2項（第37条第2項において準用する場合を含む。））の規
定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 損失の事実
- 3 損失の補償の見積り及びその内訳
- 4 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「損失の事実」については、発生の場所、時期をあわせて記載すること。
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 4 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 5 不要の部分は消すこと。

様式第7（第3条第1項関係）（平15国交令60・令2国交令98・一部改正）

事業概要書

年 月 日

事業所管大臣（都道府県知事）殿

事業者 住 所
氏名又は名称

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第1項の規定により、事業概要書を送付します。

- 1 事業者の名称
- 2 事業の種類
- 3 事業区域の概要
- 4 使用の開始の予定時期及び期間
- 5 事業計画の概要

様式第8（第6条第2項関係）（平24国交令2・令2国交令98・一部改正）

調 書

物件の番号

- (1) 物件がある土地の所在及び地番
- (2) 物件の種類（大きさ等を含む。）及び数量
- (3) (2)に係る損失の補償の見積りの額
- (4) 物件の所有者の氏名及び住所
- (5) 所有権以外の権利の種類及び内容
- (6) (5)に係る損失の補償の見積りの額
- (7) 所有権以外の権利を有する者の氏名及び住所

物件の合計数量 件

上記のとおり、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第13条の規定によって調書を作成する。

年 月 日

事業者 氏名

備考

- 1 記載事項については、事業区域に存在する物件ごとに記載すること。ただし、同一の地番内に、所有権その他の権利を有する者を同じくする同種の物件が複数ある場合には、それらの物件をまとめて記載することができる。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 物件が、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の「この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業」による施設である場合は、「物件の所有者」を「事業の用に供する者」とし、(5)から(7)までの項目の記載に代えて、(5)として、事業の用に供する者の意見書の有無を記載すること。
- 4 事業者が過失がなく物件に関して権利を有する者を知ることができない場合又は物件に関する権利について争いがある場合には、その旨記載すること。
- 5 土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに調書の作成のための立入りを拒み、又は妨げたため、調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができる程度で作成すれば足りる。この場合には、その旨附記すること。

様式第9（第7条関係）（平24国交令2・令2国交令98・一部改正）

使用認可申請書

年 月 日

国土交通大臣（都道府県知事）殿

事業者 住 所
氏名又は名称

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第10条の規定によって、下記により、使用の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 事業の種類
- 3 事業区域 (事業区域の延長 キロメートル)
- 4 事業により設置する施設又は工作物の耐力
- 5 使用の開始の予定時期及び期間

備考

- 1 国土交通大臣に対する申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（印紙は、消印しないこと）。
- 2 「事業者の名称」については、国の行う事業にあつては、当該事業の施行について権限を有する行政機関の名称を記載すること。
- 3 「事業の種類」については、なるべく具体的に記載すること。
- 4 「事業により設置する施設又は工作物の耐力」については、設置する施設等の頂面において耐えられる荷重を具体的に記載すること（単位：キロニュートン/平方メートル）。
- 5 他の事業者と共同して申請する場合は、申請に係る事業のうち少なくとも一つが法第11条第1項の事業であるときは、申請書は、申請に係る事業が該当する法第4条各号に掲げる事業を所管するいずれかの大臣に提出するものとする。

様式第10（第12条関係）（平24国交令2・令2国交令98・一部改正）

承認申請書

年 月 日

国土交通大臣（都道府県知事）殿

申請者 権利を譲り渡そうとする事業者

住 所

氏名又は名称

権利を譲り受けようとする事業者

住 所

氏名又は名称

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第28条第1項の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡しようとする権利に係る使用の認可の告示日及び認可の条件
- 2 権利の譲渡に係る事業の種類
- 3 権利の譲渡に係る事業区域
- 4 権利の譲渡の予定時期
- 5 権利を譲渡しようとする理由

備考

- 1 各項目の記載に当たっては、権利を譲り渡そうとする事業者が当該権利を取得することとなった使用の認可の告示の内容に従い、記載すること。
- 2 権利を譲り受ける事業者について、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の意見書を添付すること。
- 3 権利の譲渡後の事業計画書を添付すること。
- 4 権利の譲渡に係る事業区域が、使用の認可を受けた事業区域の一部であるときは、その旨を明記すること。

様式第11（第13条関係）（平24国交令2・令2国交令98・一部改正）

事業（廃止）届

年 月 日

国土交通大臣（都道府県知事）殿

事業者 住 所
氏名又は名称

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第30条第1項の規定によって、事業の（廃止）について、下記により、届け出ます。

記

1. 当該事業に係る使用の認可の告示があった日
2. 事業の種類
3. 事業区域
4. 使用する必要がなくなった事業区域
5. 使用する必要がなくなった時期
6. 事業を（廃止）する理由
7. 原状回復等の措置の内容

備考

- 1 各項目の記載に当たっては、廃止又は変更しようとする事業に係る使用の認可の告示の内容に従い、記載すること。
- 2 不要の部分は消すこと。